

# 平成 29 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成 29 年度の主な改正事項	1 ページ
II	平成 26 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの	14 ページ
III	平成 26 年度及び平成 27 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの	14 ページ
IV	平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税等から適用される主なもの	15 ページ
○	この改正のあらましにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
	所法	所得税法
	所令	所得税法施行令
	所規	所得税法施行規則
	通則法	国税通則法
	外国居住者等所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
	措法	租税特別措置法
	措令	租税特別措置法施行令
	措規	租税特別措置法施行規則
	震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
	震災特例規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
	復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
	オン化省令	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
	改正法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)
	改正所令	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 105 号)
	改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 114 号)
	改正所規	所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年財務省令第 16 号)
	改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年財務省令第 24 号)

- この改正のあらまちは、平成 29 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関する御相談・御質問は電話相談センターを御利用ください。電話相談センターの御利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】で提供しています。

## I 平成 29 年度の主な改正事項

### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

#### (1) 配偶者控除 (所法 83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました(所法 83①)。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

#### (2) 配偶者特別控除 (所法 83 の 2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下(改正前: 38 万円超 76 万円未満)とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています(所法 83 の 2①②)。

① 合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	38 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	16 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	26 万円
85 万円超 90 万円以下	24 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	11 万円
110 万円超 115 万円以下	8 万円
115 万円超 120 万円以下	4 万円
120 万円超 123 万円以下	2 万円

③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	13 万円
85 万円超 90 万円以下	12 万円
90 万円超 95 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	6 万円
110 万円超 115 万円以下	4 万円
115 万円超 120 万円以下	2 万円
120 万円超 123 万円以下	1 万円

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備 (所法 194 等)

上記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました(所法 2、79、85、185～187、190、194～195 の 2、198、203 の 3、203 の 5、別表第 2～別表第 4)。

《適用関係》 上記(1)から(3)までの改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 6、9、10)。

## 2 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)(措法 9 の 8、37 の 14) 等について、次の措置が講じられました。

① 非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、改正前の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間に支払を受けるべき累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもので、信託契約期間等について一定の要件を満たすものに限る。以下「上場等株式投資信託」という。)の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない(措法 9 の 8 二)。

ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間に当該累積投資勘定に係る上場等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、

その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない（措法 37 の 14①二）。また、当該上場等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす（措法 37 の 14②）。

ハ 非課税累積投資契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の上場等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をするを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した上場等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、上場等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は累積投資勘定において行うこと、当該累積投資勘定においては当該累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間内に当該金融商品取引業者等へ買付けの委託等により取得をした当該受益権（当該期間内の取得対価の額の合計額が 40 万円を超えないものに限る。）等のみを受け入れることその他の事項が定められているものをいう（措法 37 の 14⑤四）。

ニ 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの期間内の各年に設けられるものをいう（措法 37 の 14⑤五）。

② 他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に新たに設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、その移管に係る払出し時の金額の上限額を撤廃する（措法 37 の 14⑤二）。

③ その他所要の措置を講ずる。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます（改正法附則 1 三）。

(2) 特定口座異動届出書（措令 25 の 10 の 4）について、特定保管勘定又は特定信用取引等勘定の設定又は廃止に係る特定口座異動届出書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととされました（措規 18 の 12 の 2①一）。

(3) 特定口座年間取引報告書（措令 25 の 10 の 10）について、確定申告書等に添付すべき特定口座年間取引報告書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を一定の方法により出力した書面が加えられました（措令 4 の 2⑨⑩等）。

《適用関係》 この改正は、平成 31 年分以後の所得税について適用されます（改正措令附則 4 等）。

(4) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）（措法 37 の 13、37 の 13 の 2、41 の 19）について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が 2 年延長されました（措法 37 の 13①四）。

### 3 土地・住宅税制

#### (1) 住宅の耐久性向上改修工事に係る措置の創設

① 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（措法 41 の 3 の 2）について、その適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を加えるとともに、税額控除率 2 %の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等に要した費用に相当する住宅借入金等が加えられました（措法 41 の 3 の 2②⑥）。

(注 1) 上記の「特定耐久性向上改修工事等」とは、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであることなど一定の要件を満たすものをいいます（措令 26 の 4⑨、

措規 18 の 23 の 2 ①、平成 29 年国土交通省告示第 279 号)。

(注 2) 特定耐久性向上改修工事等の証明書の発行は、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士等が行います(平成 29 年国土交通省告示第 278 号による改正後の昭和 63 年建設省告示第 1274 号)。下記②の耐久性向上改修工事等についても同じです。

② 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(措法 41 の 19 の 3)について、次の措置が講じられました。

イ 本特例の適用対象となる工事に耐久性向上改修工事等で住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものを加えるとともに、その控除額を住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な工事費用相当額の合計額(250 万円(一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、350 万円)を限度)の 10%に相当する金額とする(措法 41 の 19 の 3 ⑥⑦)。

なお、住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合における控除額は、その住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額、一般断熱改修工事等に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な工事費用相当額の合計額(500 万円(一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、600 万円)を限度)の 10%に相当する金額とする(措法 41 の 19 の 3 ⑧)。

(注 1) 上記の「耐久性向上改修工事等」とは、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであることなど一定の要件を満たすものをいいます(措令 26 の 28 の 5 ②②、措規 19 の 11 の 3 ⑥、平成 29 年国土交通省告示第 279 号)。

(注 2) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐久性向上改修工事等の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該耐久性向上改修工事等を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいいます(措令 26 の 28 の 5 ①①、平成 29 年国土交通省告示第 280 号)。

ロ 一般断熱改修工事等を行った個人が、その年の前年以前 3 年内に行った一般断熱改修工事等に係る本特例の適用を受けている場合には、その年において当該特例は適用しないこととする(措法 41 の 19 の 3 ⑮)。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法 41)等について、次のとおり見直しが行われました。

① 給与所得者等が使用者等から使用人である地位に基づいて貸付けを受けた住宅借入金等のうち、本特例の適用対象とならない住宅借入金等に係る利率を 0.2%未満(改正前: 1%未満)に引き下げる(措規 18 の 21⑩)。

② 適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事等又は居室の窓の断熱改修工事等と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事等で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上し、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3 となること等の要件を満たすものを加える(平成 29 年国土交通省告示第 286 号による改正後の平成 20 年国土交通省告示第 513 号等)。

③ 適用対象となる増改築等に該当することを証明する書類(増改築等工事証明書)及び既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる耐震改修に該当することを証明する書類(住宅耐震改修証明書)の様式を統一する(平成 29 年国土交通省告示第 278 号による改正後の昭和 63 年建設省告示第 1274 号、平成 29 年国土交通省告示 281 号による改正後の平成 18 年国土交通省告示第 464 号)。

《適用関係》 上記①の改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用されます(改正措規附則 6)。

(3) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例(措法 28 の 4)

について、その適用停止措置の期限が3年延長されました（措法28の4⑥）。

(4) **山林所得に係る森林計画特別控除**（措法30の2）について、その対象に木材の安定供給の確保に関する特別措置法の森林経営計画の認定の特例による森林経営計画に基づいて山林の伐採又は譲渡をした場合が加えられました（措法30の2①）。

(5) **特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除**（措法34）について、都市緑地法の規定により同法の改正後の緑地保全・緑化推進法人に土地等が買い取られる場合を引き続き本特例の対象とすること等とされました（措令22の7②）。

《適用関係》 この改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（改正措令附則8）。

#### 4 災害に関する税制上の措置等

(1) **移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入**（所法44）について、その対象となるやむを得ない事由の範囲に、被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合の換地処分により譲渡した土地の上にある資産の除却が加えられました（所令93）。

《適用関係》 この改正は、平成29年1月1日以後に発生するやむを得ない事由について適用されず（改正所令附則8）。

(2) **住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除**（措法41）について、その適用を受ける家屋（以下「従前家屋」といいます。）が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、災害により居住の用に供することができなくなった年に限り本税額控除を適用できることとする改正前の措置に代えて、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の従前家屋に係る適用年（次に掲げる年以後の各年を除きます。）について本税額控除の適用を受けることができる措置が講じられました（措法41④）。

① 従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地等又は当該土地等に新たに建築した建物等を事業の用若しくは賃貸の用又は親族等に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなった者（以下「再建支援法適用者」という。）が当該土地等に新築等をした家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（以下「住宅借入金等特別控除等」という。）の適用を受ける場合を除く。）における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

② 従前家屋又はその敷地の用に供されていた土地等の譲渡をし、その譲渡について居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

③ 災害により従前家屋を居住の用に供することができなくなった者（再建支援法適用者を除く。）が取得等をした家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受けた年

(注1) 再建支援法適用者が家屋の再取得等をした場合には、従前家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と当該再取得等をした家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を重複して適用できることとし、その重複して適用できる年における税額控除額は、現行の二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置による（措法41の2）。

(注2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様とする（措法41の3の2⑳、震災特例法13の2①）。

《適用関係》 この改正は、災害により平成28年1月1日以後に従前家屋を居住の用に供することができなくなった個人の平成29年分以後の所得税について適用されます（改正法附則55、56①）。

(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税（措法 4 の 2、4 の 3）について、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が災害等の事由により、当該災害等の事由が生じた日から同日以後 1 年を経過する日までの間に、財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行われなかったこととされました（措令 2 の 25 の 2）。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に当該災害等の事由による財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを行った当該個人で、その払出しの際に当該財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等について徴収された所得税の額がある者は、平成 30 年 3 月 31 日までに、納税地の所轄税務署長に対し、当該徴収された所得税の額の還付を請求することができることとする措置が講じられています（改正措令附則 2 ②～⑥）。

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）について、その適用対象に独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業等の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合が加えられました（措法 31 の 2 ②二の二）。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されます（改正法附則 51①）。

(5) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の 2）等の特例について、その適用を受ける者が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間等内にその買換え資産等の取得等を行うことが困難となった場合には、税務署長の承認等の一定の要件の下、その予定期間等を 2 年の範囲内で延長する措置が講じられました（措法 31 の 2 ⑦、33 ⑦、33 の 2 ⑤、36 の 2 ②、37 ⑧、37 の 5 ②、41 の 5 ⑦一）。

《適用関係》 この改正は、予定期間等の末日が平成 29 年 4 月 1 日以後である買換え資産等について適用されます（改正法附則 51③⑦⑨、57）。

(6) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法 33）等について、その適用対象に、次に掲げる土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含みます。）に買い取られ、対価を取得する場合が加えられました（措法 33①三の六、三の七）。

① 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域内において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等 公共施設の整備改善に関する事業

② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開事業の施行区域内にある土地等 その第二種市街地再開事業

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等又は同日以後に住宅被災市町村となった市町村の区域内において施行される第二種市街地再開事業の施行区域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されません（改正法附則 51④⑤）。

(7) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法 33 の 3）について、その適用対象に被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人が有する土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得した場合が加えられました（措法 33 の 3 ⑧）。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されます（改正法附則 51⑧）。

(8) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除（措法 34 の 2）について、その適用対象に被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興特別措置法の買取

りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合等に該当することとなった場合が加えられました（措法 34 の 2②二十、二十一の二）。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されます（改正法附則 51⑩⑪）。

(9) 被災代替資産等の特別償却の特例（措法 11 の 3）が創設され、個人が、特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に係る特定非常災害発生日（以下「特定非常災害発生日」といいます。）からその特定非常災害発生日の翌日以後 5 年を経過する日までの間に、次に掲げる減価償却資産でその特定非常災害に基因してその個人の事業の用に供することができなくなった建物等、構築物若しくは機械装置に代わるものの取得等をして、その個人の事業の用に供した場合又は次に掲げる減価償却資産の取得等をして、被災区域（その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等又は構築物の敷地及びその建物等又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。）及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産（以下「被災代替資産等」といいます。）につき、次に掲げる被災代替資産等ごとのその取得価額にその取得等の時期に応じそれぞれ次に定める償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができることとされました（措法 11 の 3）。なお、平成 28 年分について本制度を適用したならば、被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産（以下「特例被災代替資産等」といいます。）について、平成 29 年分において当該特例被災代替資産等を有する場合には、同年分において当該特例被災代替資産等に係る特別償却額に相当する金額を必要経費に算入することができる償却費の額とみなして本特例が適用される措置が講じられています（改正法附則 49②）。

① 建物等又は構築物

イ その特定非常災害発生日からその特定非常災害発生日の翌日以後 3 年を経過する日までの間に取得又は建設をしたもの 100 分の 15（中小事業者にあつては、100 分の 18）

ロ その特定非常災害発生日の翌日から起算して 3 年を経過した日（以下「発災後 3 年経過日」という。）以後に取得又は建設をしたもの 100 分の 10（中小事業者にあつては、100 分の 12）

② 機械装置

イ その特定非常災害発生日からその特定非常災害発生日の翌日以後 3 年を経過する日までの間に取得又は製作をしたもの 100 分の 30（中小事業者にあつては、100 分の 36）

ロ その発災後 3 年経過日以後に取得又は製作をしたもの 100 分の 20（中小事業者にあつては、100 分の 24）

(10) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（震災特例法 10 の 2）のうち復興居住区域に係る措置について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が 4 年延長されました（震災特例法 10 の 2①③⑤）。

① 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体以外の認定地方公共団体の指定を受けた個人が平成 32 年 4 月 1 日以後に取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅の特別償却額をその取得価額の 100 分の 17 相当額とする。

② 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体以外の認定地方公共団体の指定を受けた個人が平成 32 年 4 月 1 日以後に取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅の税額控除率を 100 分の 6 とする。

(11) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（震災特例法 10 の 2 の 3）等の制度について、その対象地域に特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域が加えられました（震災特例法 10 の 2 の 3①③、10 の 3 の 3①）。

(12) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度（震災特例法 11 の 2）について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が 4 年延長されました。

- ① 対象となる特定激甚災害地域から認定復興推進計画に定められた復興居住区域を除外した上、特別償却額をその普通償却額に次に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次に定める償却割合を乗じて計算した金額とする（震災特例法 11 の 2①）。
- イ 被災者向け優良賃貸住宅のうち、その新築の時ににおける耐用年数が 35 年未満であるもの 100 分の 40（平成 31 年 4 月 1 日以後に取得又は新築をしたものについては、100 分の 20）
- ロ 被災者向け優良賃貸住宅のうち、その新築の時ににおける耐用年数が 35 年以上であるもの 100 分の 56（平成 31 年 4 月 1 日以後に取得又は新築をしたものについては、100 分の 28）
- ② 確定申告書等に添付すべき書類に、被災者向け優良賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその被災者向け優良賃貸住宅の所在地が復興居住区域でない旨を証する書類を加える（震災特例規 3 の 5）。

## 5 事業所得等関係

(1) 年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例（所令 132）について、月割計算を行う資産の対象に営業権が含まれました（所令 132①）。

(2) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度（研究開発税制）（措法 10）について、次のとおり見直しが行われました。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととする。

イ 税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（その適用を受ける年が事業を開始した日の属する年であるとき又は比較試験研究費の額が零であるときは、100 分の 8.5）とする（措法 10①）。

(イ) 増減試験研究費の額（その適用を受ける年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）のその比較試験研究費の額に対する割合（以下「増減試験研究費割合」という。）が 100 分の 5 を超える場合 100 分の 9 に、その増減試験研究費割合から 100 分の 5 を控除した割合に 0.3 を乗じて計算した割合を加算した割合（100 分の 10 を上限とする。）

(ロ) 増減試験研究費割合が 100 分の 5 以下である場合 100 分の 9 から、100 分の 5 からその増減試験研究費割合を減算した割合に 0.1 を乗じて計算した割合を減算した割合（100 分の 6 を下限とする。）

ロ 2 年間の時限措置として、次の措置を講ずる。

(イ) 上記イ (イ) の税額控除割合の上限（100 分の 10）を、100 分の 14 とする（措法 10②）。

(ロ) 試験研究費割合が 100 分の 10 を超える場合には、税額控除の適用を受けることができる上限額（適用年分の税額の 100 分の 25 相当額）を、適用年分の税額の 100 分の 25 相当額に、適用年分の税額にその試験研究費割合から 100 分の 10 を控除した割合に 2 を乗じて計算した割合（100 分の 10 を上限とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする（措法 10⑤）。

② 中小企業技術基盤強化税制について、2 年間の時限措置として、次の措置を講ずる（措法 10④）。

イ 増減試験研究費割合が 100 分の 5 を超える場合には、次のとおりとする。

(イ) 税額控除割合（100 分の 12）を特例割合（100 分の 12 に、増減試験研究費割合から 100 分の 5 を控除した割合に 0.3 を乗じて計算した割合を加算した割合（100 分の 17 を上限とする。））とする。

(ロ) 税額控除の適用を受けることができる上限額（適用年分の税額の 100 分の 25 相当額）を適用年分の税額の 100 分の 35 相当額とする。

ロ 試験研究費割合が 100 分の 10 を超える場合には、税額控除の適用を受けることができる上限額（適用年分の税額の 100 分の 25 相当額）を、適用年分の税額の 100 分の 25 相当額に、適用年分の税額にその試験研究費割合から 100 分の 10 を控除した割合に 2 を乗じて計算した割合（100 分の 10 を上限とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする措置を講ずる。ただし、

上記イ（ロ）の措置の適用を受ける年分においては、この措置を適用しない。

- ③ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 100 分の 10 相当額を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止し、平均売上金額の 100 分の 10 相当額を超える試験研究費に係る税額控除制度に改組した上、その適用期限を 2 年延長する。ただし、上記①ロ（ロ）又は上記②イ（ロ）若しくはロの措置の適用を受ける年分においては、この措置を適用しない（措法 10⑦）。
- ④ 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために要する一定の費用を加えるとともに、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについてその費用の限定を廃止し、これらの研究に要した費用とする等の見直しを行う（措法 10⑧一、七、措令 5 の 3 ⑥⑦⑩⑪、措規 5 の 6）。

《適用関係》 この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 44①）。

- (3) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（環境関連投資促進税制）（措法 10 の 2）について、その適用除外となる電気事業法の電気事業の用に供した場合につき、同法の発電事業者に該当する個人のうち、同法の小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者のいずれかに該当するもの等が発電の用に供した場合とされました（措法 10 の 2 ①、措規 5 の 7）。
- (4) 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）（措法 10 の 3）について、特定生産性向上設備等についてその取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 100 分の 10 相当額の税額控除との選択適用ができる措置を廃止する等の見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 10 の 3 ①、旧措法 10 の 3 ③⑥）。
- (5) 地域経済牽（けん）引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（地域中核企業向け設備投資促進税制）（措法 10 の 4）が創設され、青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、その個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一定の規模のものをいいます。以下同じです。）の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物（以下「特定事業用機械等」といいます。）の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が 100 億円を超える場合には、100 億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）の 100 分の 40（建物等及び構築物については、100 分の 20）相当額の特別償却とその取得価額の 100 分の 4（建物等及び構築物については、100 分の 2）相当額の税額控除（適用年分の税額の 100 分の 20 相当額を限度とします。）との選択適用ができることとされました（措法 10 の 4）。
- (6) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（措法 10 の 4 の 2）について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた個人が取得等をした特定建物等の税額控除額をその取得価額の 100 分の 4（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、100 分の 7）相当額とされ、これまでの税額控除割合を維持することとされました（措法 10 の 4 の 2 ③）。
- (7) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度（雇用促進税制）（措法 10 の 5）のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置について、地方事業所税額控除額が次に掲げる金

額の合計額とされました（措法 10 の 5 ②）。

- ① 30 万円（基準雇用者割合が 100 分の 10 以上であること等の証明がされた場合には、60 万円）に、その適用年の地方事業所基準雇用者数（その適用年の基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）のうちその個人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された一定の要件を満たす雇用者でその適用年の 12 月 31 日においてその特定業務施設に勤務するもの数として証明がされた数（以下「特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 20 万円（基準雇用者割合が 100 分の 10 以上であること等の証明がされた場合には、50 万円）に、その個人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の 12 月 31 日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年の地方事業所基準雇用者数を上限とする。）として証明がされた数（以下「新規雇用者総数」という。）から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の 100 分の 40 相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額
- ③ 10 万円（基準雇用者割合が 100 分の 10 以上であること等の証明がされた場合には、40 万円）に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の 100 分の 40 相当数を超える部分の数を乗じて計算した金額

《適用関係》 この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 47）。

- (8) **特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度**（措法 10 の 5 の 2）について、税額控除額については、本制度、上記(4)の制度及び下記(9)の制度の税額控除措置と合計して適用年分の税額の 100 分の 20 相当額を限度とされた上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 10 の 5 の 2 ①③）。
- (9) **特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度**（措法 10 の 5 の 3）が創設され、特定中小事業者（中小事業者で青色申告書を提出する個人のうち、中小企業等経営強化法の認定を受けた同法に規定する中小企業者等に該当するものをいいます。）が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及び一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するものうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」といいます。）の取得等をして、その特定中小事業者の営む事業の用（上記(4)の制度の指定事業の用又は上記(8)の制度の指定事業の用に限ります。）に供した場合には、その取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 100 分の 10 相当額の税額控除との選択適用ができることとされました。なお、税額控除額については、本制度、上記(4)の制度及び上記(8)の制度の税額控除措置と合計して適用年分の税額の 100 分の 20 相当額を限度とし、繰越税額控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとされました（措法 10 の 5 の 3）。
- (10) **雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度**（措法 10 の 5 の 4）について、次に掲げる個人の区分に応じそれぞれ次に定める見直しが行われました（措法 10 の 5 の 4 ①）。
  - ① 中小事業者 税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の 100 分の 10 相当額（平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が 100 分の 2 以上であることとの要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額のうちその中小事業者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に 100 分の 12 を乗じて計算した金額を加算した金額）とする。
  - ② 中小事業者以外の個人 平均給与等支給額に係る要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が 100 分の 2 以上であることとした上、税額控除額を雇用者給与等支給増加額の 100 分の 10 相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその事業者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの

金額に100分の2を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

《適用関係》 この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます（改正法附則48）。

- (11) **試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度**（措法10）等における当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする措置について、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否が明確化され、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることが明らかにされました（措法10～10の3、10の4の2～10の5の2、10の5の4、10の6、震災特例法10の2～10の3の3）。
- (12) **特定設備等の特別償却**（措法11）について、次のとおり見直しが行われました。
  - ① 公害防止用設備に係る措置について、取得価額要件を600万円以上に引き上げた上、その適用期限を2年延長する（措令5の8①、平成29年財務省告示第94号による改正後の昭和48年大蔵省告示第69号）。
  - ② 船舶に係る措置について、電気推進船に準ずる環境性能を有する内航船舶の要件につき、航海支援システムを有することを加えた上、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とするとともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う等をした上、その適用期限を2年延長する（措令5の8③、平成29年国土交通省告示第302号、平成29年財務省告示第94号による改正後の昭和48年大蔵省告示第69号）。
- (13) **自動車教習用貨物自動車の特別償却制度**（措法11①三）が創設され、自動車の運転に関する技能及び知識の教授（主として免許を受けようとする者に対するものに限ります。）に係る学習支援業を営む中小事業者で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するものが、その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車の取得又は製作をして、その中小事業者の学習支援業の用に供した場合には、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができることとされました（措法11①三、措令5の8⑤、平成29年財務省告示第94号による改正後の昭和48年大蔵省告示第69号）。
- (14) **特定地域における工業用機械等の特別償却制度**（措法12）について、次の措置が講じられました。
  - ① 過疎地域に係る措置について、対象事業につき農林水産物等販売業を加えるとともに、情報通信技術利用事業を除外した上、その適用期限を2年延長する（措令6の3①、④三）。
  - ② 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置、沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置及び沖縄の離島の地域に係る措置の適用期限を2年延長する（措令6の3①）。
  - ③ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び振興山村に係る措置の適用期限を2年延長する（措令6の3②）。
- (15) **医療用機器の特別償却制度**（措法12の2）について、対象機器の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました（措法12の2①、平成29年厚生労働省告示第167号による改正後の平成21年厚生労働省告示第248号）。
- (16) **事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度**（措法13の3）が創設され、青色申告書を提出する個人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた個人に限ります。）であるものが、その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内において、その認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物等及び構築物（以下「事業再編促進機械等」といいます。）の取得等をして、その事業者の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その事業再編促進機械等につき、5年間、償却費の100分の140（建物等及び構築物については、100分の145）相当額の割増償却ができることとされました（措法13の3）。
- (17) **サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度**（旧措法14）について、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました（旧措法14）。
- (18) **特定都市再生建築物等の割増償却制度**（措法14）について、その適用対象から中心市街地の活性化

に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物及び構築物に係る措置が除外等された上、その適用期限が2年延長されました（措法14①②二、旧措法14の2②二、措令7②一）。

- (19) 農業経営基盤強化準備金制度（措法24の2）及び肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措法25）について、その適用期限がそれぞれ1年又は3年延長されました（措法24の2①、25①）。
- (20) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37、37の4）における既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から都市再生特別措置法の立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にあるその立地適正化計画に記載された誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を、それぞれ除外する等された上、その適用期限が3年延長されました（措法37①）。

## 6 国際課税

- (1) 非永住者の課税所得の範囲（所法7）について、その範囲から国外にある有価証券の譲渡により生ずる一定の所得が除外されました（所法7①二、所令17）。
- (2) 外国税額控除制度（所法95、165の6）について、適用金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとされました（所法95⑩⑪、165の6⑦、復興財確法14③）。
- (3) 合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例（措法37の14の3）について、内国法人の非居住者株主がその内国法人の行った特定株式分配により交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額については、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされました（措法37の14の3③）。
- (4) 居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入等（措法40の4、40の5、40の7、40の8）について、内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入等の見直しと同様に、総合的な見直しが行われました（措法40の4、40の5、40の7、40の8）。  
《適用関係》 この改正は、外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（改正法附則54）。

## 7 その他

- (1) 配当所得（所法24）等について、株式分配が配当所得の対象となる剰余金の配当又は利益の配当から除外された上、法人の株主等が適格株式分配に該当しない株式分配により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭その他の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基となったその法人の株式等に対応する部分の金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、配当等とみなす等の措置が講じられました（所法24①、25①三、所令61①十、②三）。
- (2) 納税地の変更に関する届出書（所法16）等の以下の届出書について、それぞれ次に定める税務署長への提出が不要とされました（所法16、20、所規98、99）。
  - ① 納税地の変更に関する届出書 その変更後の納税地の所轄税務署長
  - ② 納税地の異動に関する届出書 その異動後の納税地の所轄税務署長
  - ③ 個人事業の開業・廃業等届出書 その個人の納税地の所轄税務署長（その個人が、事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）以外の税務署長
  - ④ 給与支払事務所等の移転届出書 その移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長
- (3) 退職所得控除額に係る勤続年数の計算（所令69）について、確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に、他制度から移換

を受けた資産等の額の算定の基礎となった期間のうち、企業型（個人型）年金加入者期間に準ずる一定の期間が加えられました（所令 69①二、所規 18 の 3）。

- (4) **譲渡制限付株式の価額等**（所令 84）について、収入金額とすべき経済的な利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式の範囲に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付する一定の株式を加えることとされました（所令 84①、所規 19 の 4①）。
- (5) **有価証券の取得価額**（所令 109～117）について、法人の行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限り、）により取得した当該完全子法人の株式又は出資の取得価額の計算方法を定めることとされました（所令 113 の 2）。
- (6) **医療費控除**（所法 73）について、その適用を受ける者は、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました（所法 120④、所規 47 の 2⑧⑨、オン化省令 5⑥）。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から 5 年間、当該明細書に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除きます。）の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました（所法 120⑤）。

① 確定申告書の提出の際に、医療保険者等の医療費通知書を添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者等から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者等の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

《適用関係》 この改正は、平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用され、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできることとされました（改正法附則 7）。

(注) **セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）**（措法 41 の 17 の 2）の適用を受ける者についても、医療保険者等の医療費通知書に関する事項を除き、上記と同様の改正が行われました（措法 41 の 17 の 2③、措規 19 の 10 の 2①、改正法附則 58）。

- (7) **一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例**（措法 37 の 10）及び**上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例**（措法 37 の 11）について、法人の株主等がその法人の行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除きます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとされました（措法 37 の 10③三）。
- (8) **特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例**（措法 37 の 11 の 3）について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、法人が行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限り、）により取得する完全子法人の株式又は出資が加えられました（措令 25 の 10 の 2⑭九の二）。
- (9) **公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税**（措法 40）におけるその承認に係る特例の対象となる贈与等の範囲について、公益社団法人、公益財団法人、私立大学等を設置する学校法人以外の一定の学校法人又は社会福祉法人に対する一定の贈与等を加え、贈与等を受けた財産が一定の株式等である贈与等が除外されました（措令 25 の 17⑦⑨）。

- (10) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 18 の 3）について、その適用対象となる社会福祉法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、事業の概要等を記載した書類等が加えられました（措令 26 の 28 の 2 ①三ロ）。

## II 平成 26 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの

給与所得控除（所法 28）について、給与収入 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額が 220 万円に引き下げられました（所法 28③五）。

## III 平成 26 年度及び平成 27 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの

国際課税原則の帰属主義への見直しの観点から、非居住者等に対する課税原則について、次の改正が行われました。

### 1 非永住者の課税所得の範囲（所法 7 ①）

非永住者の課税所得の範囲を、国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものとする。

（注）平成 29 年度においても改正が行われています。12 ページをご参照ください。

### 2 国内源泉所得（所法 161）

平成 26 年度税制改正前の国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の一つとする。

なお、恒久的施設帰属所得は、恒久的施設が非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得とする。

### 3 非居住者に対する課税の方法（所法 164）

非居住者に対して課する所得税の額は、非居住者の有する国内源泉所得の種類に応じて、①居住者の課税標準及び所得税の額の計算に準じて計算した金額（以下「総合課税に係る所得税の額」という。）及び②他の所得と分離してその国内源泉所得に一定の税率を乗じて計算した金額とする。

### 4 総合課税に係る所得税の額の計算（所法 164①、165）

非居住者の総合課税に係る所得税の額の計算は、次に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ次に定める国内源泉所得について、居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算の規定に準じて計算した金額とする。

(1) 恒久的施設を有する非居住者 次に掲げる国内源泉所得

① 恒久的施設帰属所得

② 総合課税の対象となる国内源泉所得（①を除く。）

(2) 恒久的施設を有しない非居住者 総合課税の対象となる国内源泉所得

### 5 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（所法 165②）

恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額は、非居住者の恒久的施設帰属所得について、別段の定めを除き、居住者に係る所得税の課税標準の計算に関する規定に準じて計算した金額とする。

(1) 恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入（所法 165 の 3）

非居住者の恒久的施設に係る純資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき純資産の額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(2) 配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入（所法 165 の 5）

非居住者の配賦経費につき、その配分の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

#### 6 非居住者に係る外国税額の控除(所法 165 の 6)

非居住者が外国所得税を納付することとなる場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額のうち国外所得金額に対応する金額を限度として、その外国所得税の額をその年の所得税の額から控除する。

(注) 平成 29 年度においても改正が行われています。12 ページをご参照ください。

#### 7 恒久的施設に係る取引に係る文書化(所法 166 の 2)

恒久的施設帰属所得を有する非居住者は、当該非居住者が他の者との間で行った取引で当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び非居住者の事業場等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。

#### 8 租税回避の防止(所法 168 の 2)

非居住者の行為又は計算で、これを容認した場合には所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する所得税の課税標準、税額等を計算することができる。

## IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税等から適用される主なもの

### 1 事業所得等関係

(1) **特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度(雇用促進税制)**(措法 10 の 5)における地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、税額控除額の計算の基礎となる基準雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内に所在する事業者の事業所において新たに雇用され、その年の 12 月 31 日においてその事業所に勤務する一定の要件を満たす雇用者の数(以下「特定地域基準雇用者数」といいます。)とした上、その適用期限が 2 年延長されました(措法 10 の 5①④五)。なお、特定地域基準雇用者数は、その事業所のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数及びその事業者の基準雇用者数が上限とされています(旧措令 5 の 6⑧)。

(注) 平成 29 年度においても改正が行われています。9 ページをご参照ください。

(2) **雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度(所得拡大促進税制)**(措法 10 の 5 の 3)について、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける年分においても適用できることとされました。なお、その年において特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額から特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除することとされています(旧措法 10 の 5 の 3①、旧措令 5 の 6 の 3②～④)。

(注) 平成 29 年度においても改正が行われています。10 ページをご参照ください。

(3) **金属鉱業等鉱害防止準備金制度**(措法 20)について、積立限度額を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の 100 分の 80 相当額に引き下げた上、その適用期限が 2 年延長されました(措法 20①)。

(4) **特定災害防止準備金制度**(措法 20 の 2)について、積立限度額は、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額に相当する金額であることを明確化した上、その適用期限が 2 年延長されました(措法 20 の 2①)。

- (5) 探鉱準備金制度（措法 22）について、前年から繰り越された準備金の金額がある場合における総収入金額に算入する準備金の金額は、積立てをした年の翌年 1 月 1 日から 5 年（改正前：3 年）を経過した準備金の金額とされた上、その適用期限が 3 年延長されました（措法 22①③）。

## 2 国税通則法関係

- (1) 延滞税（通則法 60～63）について、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」といいます。）があった場合における増額更正等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限ります。（2）③において同じです。）について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間（減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から 1 年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました（通則法 61②）。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則 54②）。

- (2) 加算税制度（通則法 65～68）について、次のとおり見直しが行われました（通則法 65、66、68）。

- ① 調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知（②において「更正予知」という。）する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（改正前：0%）については 5%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（改正前：5%）については 10%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%）とする。
- ② 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告書の提出等」という。）に係る無申告加算税（更正予知によるものに限る。以下同じ。）又は重加算税について、その期限後申告書の提出等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合には、その期限後申告書の提出等に係る無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）は、それぞれその割合に 10%加算した割合とする。
- ③ 上記(1)の延滞税の計算期間の見直しに併せて、増額更正等により納付すべき税額（減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。）については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。

《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則 54③）。

- 3 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律について、日台民間租税取決めに規定された内容を実施するため、次の改正が行われました（外国居住者等所得相互免除法 1～43、復興財確法 33）。

- ① 題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改める。
- ② 台湾との相互主義に基づき、台湾との間の二重課税を排除する等のための措置を講ずる。

- 4 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の創設

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。）の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（8 万 8 千円を限度）を、控除額とすることができることとされました（措法 41 の 17 の 2、措令 26 の 27 の 2、措規 19 の 10 の 2）。

（注）平成 29 年度においても改正が行われています。13 ページをご参照ください。